

事業者の皆さん！

「有給5日以上の付与」と「労働時間把握」の義務化に対応できていますか？

働 き 方 改 革

『個別相談会』

毎週木曜日
開催中！

社会保険労務士が相談に応じます！！

会津若松商工会議所では、自社の働き方改革に取り組む事業所様を対象に「働き方改革個別相談会」を毎週開催しています。

働き方改革全般について、どんな些細なお悩みやご相談でも構いません。

相談例) ★働き方関連法への対応全般 ★助成金の活用 ★同一労働同一賃金 ★生産性向上（業務効率化・IT活用） ★労働時間の管理、長時間労働の是正 ★有給休暇の取得義務化への対応
★女性の活躍推進 ★高齢者活用・再雇用 ★外国人の就労・受け入れなど

- ◆日 時 毎週木曜日 13時～17時
- ◆場 所 会津若松商工会議所内 1階相談室
- ◆相談員 社会保険労務士（福島県働き方改革推進支援センター・派遣型専門家）
- ◆定 員 事前予約制。先着順。1日あたり4社。

お問合せ・予約受付先

会津若松商工会議所 中小企業相談所 経営サービス部（TEL：0242-27-1212）

主催：会津若松商工会議所・中小企業相談所 共催：福島県働き方改革推進支援センター

申 込 書

会津若松商工会議所 経営サービス部 行

FAX 0242-27-1207

| | | | | |
|--------|---------------------------------|------|-------|-------|
| 会社名等 | 個別相談予約（ご予約される場合は希望時間に○をつけてください） | | | |
| 役 職 | 月 | 日（木） | 13:00 | 14:00 |
| 氏 名 | TEL | | 15:00 | 16:00 |
| 住 所 | 〒 | | | |
| （相談内容） | | | | |